



三上税理士法人発行
オリジナル事務所通信

平成 28 年 6 月号

《 所長便り 》

6 月に入り、事務所では、年末調整から続いた 3 月決算（5 月末申告）までの繁忙期が終わり、1 1 月までの閑散期に入りました。税理士受験生は、ここから夏の試験までが追い込みです。

さて、先日国税不服申立制度の研修を受けてきました。

国税不服申立制度とは、一般に、税務調査での行政処分に納得いかなかった場合に、処分の取り消し等を求めて行政訴訟すること。簡単に言えば、国を相手にした裁判制度のことです。

その国税不服申立制度が、平成 28 年 4 月から変わりました。

改正の概要としては、納税者が使いやすく、また証拠資料の閲覧など公平性に努めたものになっています。（詳細が気になる人は、あまりいないと思いますが、知りたい方は、国税庁のホームページをご参照ください。http://www.nta.go.jp/kohyo/katsudou/report/2014/04_co.htm）

私個人としては、税務に携わって 18 年位になりますが、雇われ時代も含め、不服申立制度に携わったことは無いですし、今後も出来れば携わりたくありません。なんでって、そこまで行くと、絶対納税者が不利になってしまうからです。

しかしながら、いざという時のために準備しておくのも必要です。

雇われ時代に、よく「準備の時間！！」と言っていた上司がいました。突然、知識が必要な業務が出てくる。出てきてから勉強してたのでは遅い。常日頃から準備の時間を作るようにして、勉強しておくんだよと。

開業してからの現実には、業務が出てきて、必死に対応して、乗り切ってきた部分が多くありますが、そういう意識は常にもっておきたいものですね。

《 経営情報 》 文責：福谷

高額特定資産を取得した場合の納税義務の免除の特例についてお伝えします。

他者との契約に基づき自ら建設等をした場合、又は、自己の棚卸資産として自ら建設等をした場合に、その支払対価の額の累計額が税抜 1,000 万円以上の場合には、下記期間については消費税の簡易課税制度及び事業者免税点制度が適用できなくなります。本改正は平成 28 年 4 月 1 日以降に高額資産を取得した場合に適用されます。ただし、平成 27 年 12 月 31 日までに締結した契約に基づき平成 28 年 4 月 1 日以後に高額資産の取得をした場合には適用されません。

(1) 高額資産の仕入れ等を行った場合

高額資産の仕入れ等の日の属する課税期間からその課税期間の初日以後 3 年を経過する日の属する課税期間まで

三上税理士法人

〒486-0945 愛知県春日井市勝川町 4-170 パークサイドハイツ 1 階

TEL 0568-36-2022 FAX 0568-36-2039

MAIL mikami@taxer.info

(2) 自ら建設等をした場合

建設等に要した費用の額が 1,000 万円以上となった日の属する課税期間からその建設等が完了した日の属する課税期間の初日以後 3 年を経過する日の属する課税期間まで

この改正によって、課税事業者選択届出書を提出した事業者や新設法人に該当しない事業者であっても、高額資産を取得して還付を受けたあと、その高額資産が稼働して課税売上が発生するときに簡易課税制度や免税事業者になることで、その高額資産から発生する売上に係る消費税を軽減するといった対策は難しくなります。

《今月の税務》

- ・ 4 月決算法人の確定申告〈法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・(法人事業所税)・法人住民税
申告期限…6 月 30 日
- ・ 10 月決算法人の中間申告〈法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税〉(半期分)
申告期限…6 月 30 日
- ・ 個人の道府県民税及び市町村民税の納付(第 1 期分) 納付期限…6 月 30 日
- ・ 源泉所得税納期の特例分(1 月～6 月分)の納付 納付期限…7 月 11 日
- ・ 6 月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付 納付期限…7 月 11 日
- ・ 所得税の予定納税額の減額申請 申請期限…7 月 15 日

《 行楽日記 》 文責：都築

みなさま、こんにちは。都築です。

最近、ジグソーパズルがマイブームです。4 月に 1000 ピースのジグソーパズルを購入して、今月の初めに完成させました。今回、完成させた作品は「赤ずきん物語」です。

タイトル通り、赤のパーツが多くて最初は困惑しましたが、パーツ同士がピッタリと合う瞬間がすごく気持ち良かったです。そして根気よく完成させました。これをきっかけに色々とパズルに挑戦していきます、家に飾っていきたいと思います。

最後に、赤ずきんがものすごく可愛かったです。



三上税理士法人

〒486-0945 愛知県春日井市勝川町 4-170 パークサイドハイツ 1 階

TEL 0568-36-2022 FAX 0568-36-2039

MAIL mikami@taxer.info